

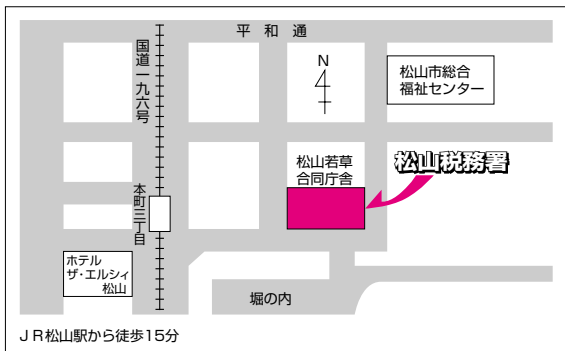


税

還付を受ける確定申告は
1月からできます！
お早めに！

平成18年分の所得税の払戻しを受ける還付申告については、平成19年1月から松山税務署（松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎）で受け付けています。還付申告は、早めに済ませると早く税金の還付が受けられます。

確定申告期間中（2月16日



JR松山駅から徒歩15分

1月の納税 町 県 民 税 第4期 国民健康保険税 第7期

口座振替日は
銀行・信金・郵便局 1月25日(木)
農 協 1月29日(月)

※ 納税は便利な口座振替で
～ 税金は 未来につながる 第一歩 ～

から3月15日まで）町役場での申告は混雑することが予想されます。還付申告の方は、書類が整い次第、早めに申告されることをおすすめします。また、昨年ご好評いただき、大勢の皆さんにご利用いただいた四国税理士会松山支部による無料の申告相談を今年も行います。ぜひ、ご利用ください。詳しくは、「所得税申告書作成相談のお知らせ」をご覧ください。

問い合わせ

所得税・確定申告について
松山税務署

☎ 9 4 1 - 9 1 2 1

所得税申告書作成相談のお知らせ ● 四国税理士会松山支部 ● (年金受給者等に対する確定申告書作成支援事業)

四国税理士会松山支部では、所得税の確定申告無料相談を行います。会場及び日程は、松前町役場をはじめ次のとおりとなっています。どの会場にお越しただいても結構です。

確定申告期間中は、混雑が予想されますので、ぜひご利用ください。

出張相談所

日時	場所
1月23日(火) ～ 25日(木) 10時～18時(途中1時間昼休み)	いよてつ高島屋 9階ローズホール
1月30日(火) ～ 2月2日(金) 9時～17時(途中1時間昼休み)	松山市役所 11階大会議室
2月6日(火) ～ 8日(木) 9時～17時(途中1時間昼休み)	松前町役場2階 大会議室

対象者

年金に係る雑所得者・給与所得者（住宅借入金等特別控除適用者は除く）。なお、法人の代表者などでその法人に関与税理士がいる場合は対象外です。

申告に必要な書類

- 税務署から送付された申告書をお持ちの方はその「申告書」
- 所得の計算に必要な書類、給与所得・公的年金の源泉徴収票
- 医療費の領収書（領収書の集計はご自分で）
- 生命・損害保険料控除を受けられる方は「控除証明書」
- 国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける方は、社会保険庁から送付された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」又は「領収証書」
- その他の所得控除を受けられる方は控除額を証明するものなどの必要書類
- 印鑑（認印で可）、筆記用具、電卓などが分かるもの
- 還付金の預金口座（本人名義）の番号

問い合わせ

四国税理士会松山支部

☎ 9 4 5 - 5 7 6 1